

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

様式

作成日 2021/10/26

最終更新日 2021/10/26

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和3年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人電気通信大学
法人の長の氏名		学長 田野 俊一
問い合わせ先		総務企画課企画戦略係 (042-443-5886、kchosa-k@office.uec.ac.jp)
URL		https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/governance_code.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>確認の方法</p> <p>第125回経営協議会（令和3年9月13日開催）において、全原則の適合状況等について説明を行うとともに意見聴取を実施。</p> <p>経営協議会からの意見及び対応については、以下のとおり。</p> <p><原則1-1></p> <p>【意見】</p> <p>社会の要請の把握に関して、調布市、同窓会、卒業生や就職先企業へのアンケートに加え、学長トークや面談による教職員との対話も追加するべきである。併せて、学生との対話や共同研究先企業からの意見聴取等を実施している場合は、上記に加え、幅広いステークホルダーからの要請把握に努めていることを記載してはどうか。</p> <p>【対応】</p> <p>学長トークや面談による教職員との対話に併せて、在学生との対話や共同研究先企業からの意見聴取等を実施していることについて記載した。</p> <p><補充原則1-3③></p> <p>【意見】</p> <p>冒頭に、経営レベルの認識として、新たに策定した「UECビジョン ～beyond 2020～」において、ダイバーシティの確保が進化知創造のための不可欠な基盤であると掲げていることを記載してはどうか。</p> <p>また、女性に限らず、外国人、身体障害者等のダイバーシティの確保への対応について、大学として十分意識して進めていることが感じ取れるような記載にしてはどうか。</p> <p>【対応】</p> <p>「UECビジョン ～beyond 2020～」において、ダイバーシティの確保が進化知創造のための不可欠な基盤であると掲げている旨、並びに「人事活性化大綱」においてダイバーシティの確保及び適切な年齢構成の実現について掲げている旨を記載した。</p> <p><基本原則1・4、原則1-1・1-2・2-1-1・4-1、補充原則4-1①③></p> <p>【意見】</p> <p>① 「人類の持続的発展に貢献する知と技の創造と実践を目指す」という理念の下、</p> <p>② 新たに策定した「UECビジョン ～beyond 2020～」において、「Society 5.0、すなわち『共創進化スマート社会』の実現」を目指し、多元的な多様性（pluralistic Diversity）、幅広い連携・協働と深い相互理解（deep Communication）により、継続的イノベーション（sustainable Innovation）を創出する「D. C. & I. 戦略」を推進していること、</p> <p>③ アクションプランでは、カーボンニュートラルに代表される地球規模の諸問題に的確に</p>

		<p>対応可能な教育・研究環境を整え、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献することを掲げていること、 を述べ、これらを全て公表するとともに、広報活動を通じて積極的に発信していることを記載してはどうか。</p> <p>【対応】 上記の①②③について同様の内容を記載し、これら全てを広報活動を通じて積極的に発信していることについても、記載した。</p> <p><原則4-2、補充原則4-2①③④></p> <p>【意見】 公的研究費不正防止等のコンプライアンスに関して、e-learningやリーフレットを設けるだけでは不十分に感じるため、定期的にコンプライアンス意識を呼び起こすよう具体的取組の実施計画を策定し、今後更に構成員へ理解を促すような取組を実施していく旨を記載してはどうか。</p> <p>【対応】 定期的に構成員へコンプライアンス意識を呼び起こすよう、具体的な不正防止に関する計画を策定し、その計画に則った、e-learningの実施やリーフレットの配布等のコンプライアンス教育・啓発活動を行っている旨、また、更に構成員の教育・啓発を推進していく旨を記載した。</p>
<p>監事による確認</p>		<p>確認の方法 令和3年9月22日に、全原則の適合状況等について説明を行うとともに意見聴取を実施。監事からの意見及び対応については、以下のとおり。</p> <p>【意見】 国立大学法人ガバナンス・コードの各原則をすべて実施しており、本学の現状のガバナンス体制について、適合状況が昨年度より具体的で詳細な記述となっていることを確認した。また、大学経営を大きく進化・発展させていくため、国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況の確認を通じた、大学経営の改善の取組を推進して頂きたい。特に、女性管理職・研究者の登用、外部からの投資の呼び込みについて、重点的に改善の取組を実施することを望む。</p> <p>【対応】 国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づいた取組、特にダイバーシティ・外部からの投資の呼び込みに関して重点的に充実・発展させ、法人経営の改善により一層取組んでいく。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>○本学では、教育・研究をはじめとした法人運営の全てに通じる普遍的な考え方である「理念」として「人類の持続的発展に貢献する知と技の創造と実践を目指す」と掲げています。この理念の下、「UECビジョン ～beyond 2020～」において、「本学は、Society 5.0を、人間知・機械知・自然知の融合により新たな価値（進化知）を創造し様々な課題を自律的に解決しながら発展し続ける『共創進化機能』を内包した未来社会、すなわち『共創進化スマート社会』と考え、その実現に貢献し、自らも共創進化スマート大学となります。」と掲げ、そのビジョンの実現に向けた行動計画である「アクションプラン」を新たに策定し、これらについてはウェブサイト等を通じて広く公表し、広報活動を通じて積極的に発信しています。</p> <p>○なお、第3期中期目標・計画及びその達成のための道筋である年度計画についてもウェブサイトを通じて公表しています。</p> <p>○これらの策定や実施に必要な重要事項については、役員会、経営協議会、教育研究評議会において審議事項とするとともに、学長トーク（対面と遠隔のハイブリットによる経営方針の説明と意見交換会）や面談による教職員との対話を通じ、構成員から意見を聴取しています。また、本学が所在する調布市等との定例会及び本学同窓会組織との連携協力交流会の毎年度開催、卒業生や就職先への企業アンケート、在学生や共同研究先企業からの意見聴取等を通じ、社会の要請の把握に努めています。</p> <p>○教育・研究・業務運営に関する統合的な戦略を策定するため、学長、理事、副学長、部局長等で構成する「D.C.&I. 戦略推進会議」を令和3年1月に設置し、統合的な戦略の策定とその着実な推進のための全学的な検討を行っています。</p> <p>【理念】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/ 【U E C ビジ ョ ン ～beyond2020～】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/uecvision.html 【アクションプラン】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/uecaction.html 【第3期中期目標】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_mokuhyo_03_3.pdf 【第3期中期計画】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_chukikeikaku_03_3.pdf 【令和2年度計画】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_r02_2.pdf</p>

<p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>○本学では、中期目標・計画を達成するため、年度計画に係る業務の実績に関する報告書を作成し、経営協議会及び役員会による確認と検証を経て公表しています。なお、文部科学省国立大学法人評価委員会による評価結果も公表しており、経営協議会等による検証結果や国立大学法人評価委員会による評価結果は次年度以降の年度計画に反映させ、公表しています。</p> <p>【令和 2 事業年度に係る業務の実績に関する報告書】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/jissekihokokusho_r2.pdf</p> <p>【国立大学法人評価委員会による令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_04_01_r1.pdf</p> <p>【令和 3 年度計画】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_r03_2.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>○本学では、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制として、国立大学法人法に基づき、経営に関する重要事項を審議する経営協議会と教育研究の重要事項を審議する教育研究評議会を設置し、規則においてその権限と役割を明確にして公表しています。加えて、ウェブサイト内に専用のページを設け、会議の目的や構成員等を公表しています。</p> <p>○経営及び教学運営を担う人材については、学内外から適任者を学長が選考・任命した上でその責務等についてウェブサイトで公表しています。</p> <p>【経営協議会】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/admin_council.html</p> <p>【教育研究評議会】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/edu_council.html</p> <p>【執行部の体制と役割】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/pdf/role_2020.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>○適切な年齢構成の実現、ダイバーシティの確保等を含め人事における最も基本となる考え方を示した総合的な人事方針である「人事活性化大綱」を役員会において策定し公表しています。</p> <p>○ダイバーシティの確保の観点では、男女共同参画を推進するため、女性管理職の登用や女性研究者の採用について中期目標・計画に位置づけ、推進しています。</p> <p>【人事活性化大綱】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/human_resources/</p> <p>【第 3 期中期目標】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_mokuhyo_03_3.pdf</p> <p>【第 3 期中期計画】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_chukikeikaku_03_3.pdf</p>

<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>○自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額及びその支出を賄える収入額の見通しを含めた中期的な財務計画について、中期計画に基づく6年間の予算、収支計画、資金計画を中期的な財務計画として公表しているほか、10年間の将来的な収入・支出見込を算出し、本学が掲げる理念等の達成に向けた取組に必要な財源を安定的に確保するための対応策を示した「財務戦略」を令和3年度より策定・公表しています。</p> <p>【財務戦略】 http://zaimu.office.uec.ac.jp/www/zaimu/yosan/zaimusenryaku.pdf</p> <p>【第3期中期計画】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_chukikeikaku_03_3.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>○本学では、財務諸表、決算報告書、事業報告書に加え、財務レポートにおいて、教育経費、研究経費、教育研究支援経費等の教育研究費用及び本学の「特徴と強み」として教育研究等に係る成果を一体的に分かりやすく取りまとめた上で、社会に対して発信しています。</p> <p>○また、学内の資源配分の見える化に資するため、予算編成方針や学内予算配分を公表しています。</p> <p>○加えて、SDGs（持続可能な開発目標）の達成等の社会への貢献について、アクションプランにおいて、カーボンニュートラルに代表される地球規模の諸問題に的確に対応可能な教育・研究環境を整えることを掲げ、その対応等を含む環境への取組をまとめた環境報告書を毎年度作成・公表し、広報活動を通じて積極的に発信しています。</p> <p>【令和2事業年度財務諸表】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_03_r02_01.pdf</p> <p>【令和2年度決算報告書】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_03_r02_02.pdf</p> <p>【令和2事業年度事業報告書】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_03_r02_03.pdf</p> <p>【令和元年度財務レポート】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_03_r01_04.pdf</p> <p>【令和3年度予算編成方針】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/budgetary_allocation/pdf/r03_yosanhen sei.pdf</p> <p>【組織等運営調整経費に係る配分・活用方針】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/budgetary_allocation/</p> <p>【アクションプラン】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/uecaction.html</p> <p>【環境報告書2021】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/report2021.pdf</p>

<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担い る人材を計画的 に育成するた めの方針</p>		<p>○本学では、経営人材の育成・確保を含む人事における最も基本的な考え方を「人事活性化大綱」として役員会においてとりまとめ、公表しています。</p> <p>○法人経営を担い る人材の育成として、副学長や学長補佐といったポストに将来執行部の一員となり本学の経営を担い得る教員を登用し、担当分野、特命事項を設けて役員会や経営協議会へのオブザーバーとしての参画や大学の統合的な戦略を立案するD.C.&I. 戦略推進会議等への参画を通じた人材育成を行っています。</p> <p>○事務職員についても、管理職となり経営を担う人材を育成するため、様々な部署を経験させるとともに、階層別の研修や国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させることとしています。</p> <p>○また、人材の登用状況や研修の受講状況についてのフォローアップを実施することとしています。</p> <p>【人事活性化大綱】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/human_resources/</p>
---	--	--

<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>○本学では、経営及び教学運営を担う人材を適材適所に配置するため、国立大学法人電気通信大学理事規程第3条第1項において「理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が任命する。」、電気通信大学副学長規程第3条では「副学長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。」と規定しており、学内外から適任者を学長が理事及び副学長に任命しています。なお、理事においては、経営・広報戦略担当には民間企業経験者を、総務・財務担当には複数の国立大学法人管理職経験者を、研究・産学官連携戦略担当には民間企業の研究部門経験者を、教育・国際戦略担当には教育担当副学長経験者を任命しています。加えて、キャンパス情報基盤担当には民間企業における技術開発及び産学官連携の統括経験者を非常勤理事に任命しています。副学長においては、教育、研究、学生支援、広報のほか、本学の経営及び教学運営に必要である特命事項（入試、ダイバーシティ、キャンパス情報基盤）の担当を設け、その分野に求められる知識・経験・能力等を満たし、将来の本学の経営を担い得る人材を登用し、育成しています。その経営人材の育成・確保を含む人事における最も基本的な考え方を「人事活性化大綱」として役員会においてとりまとめ、公表しています。</p> <p>○また、国立大学法人電気通信大学学長特別補佐設置規程第3条第1項において、「学長特別補佐は、本学の教育研究等に関し広く高い識見を有する者のうちから、役員会の議を経て、学長が指名する。」と規定しており、特命事項について調査し、学長に助言するため外部有識者を学長特別補佐として招へいしています。</p> <p>○加えて、将来管理職となり経営を担う事務系職員については、様々な部署を経験させるとともに、階層別の研修を受講させるなど、計画的な育成・確保に努めています。</p> <p>○加えて、毎年度の始めに学長が「執行部の体制と役割」として理事、副学長等の学長を補佐する人材の役割、責任、権限等を明確にし、諸会議で説明・配付するとともに、ウェブサイトで公表しています。</p> <p>【国立大学法人電気通信大学理事規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2004B023.pdf</p> <p>【電気通信大学副学長規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2004B048.pdf</p> <p>【国立大学法人電気通信大学学長特別補佐設置規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2009B034.pdf</p> <p>【役員紹介】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/board/introduction.html</p> <p>【執行部の体制と役割】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/pdf/role_2021.pdf</p> <p>【人事活性化大綱】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/human_resources/</p>
---	---

<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>○本学では、国立大学法人電気通信大学役員会規程第 3 条において、「中期目標についての意見（法人が国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。）第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項」等の国立大学法人の重要事項を学長が決定する時は、役員会の議を経なければならないと定めています。</p> <p>○また、国立大学法人の重要事項についての学長の意思決定を支えるため、役員会を原則毎月（8月を除く）開催しているほか、必要に応じて臨時に開催し、適時かつ迅速な審議を行うとともに、議事録を公表しています。</p> <p>【国立大学法人電気通信大学役員会規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2004B001.pdf</p> <p>【役員会議事録】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/board_minutes.html</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>○本学では、経営層の厚みを確保するため、国立大学法人電気通信大学理事規程第 3 条第 2 項において「学長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際、現に国立大学法人電気通信大学（以下「法人」という。）の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が 2 人以上含まれるようにしなければならない。」と規定しています。</p> <p>○本規程を踏まえ、経営・広報戦略担当には民間企業経験者を、総務・財務担当には複数の国立大学法人管理職経験者を任命するとともに、キャンパス情報基盤担当には民間企業における技術開発及び産学官連携の統括経験者を非常勤理事に任命し、その状況をウェブサイトで公表しています。</p> <p>【国立大学法人電気通信大学理事規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2004B023.pdf</p> <p>【役員紹介】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/board/introduction.html</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>○本学では、国立大学法人電気通信大学経営協議会規程第 2 条第 1 項第 3 号において、学外委員は「法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの」と規定しており、産業界、関係自治体及び大学・研究機関等の関係者から法人経営に関し広くかつ高い見識を有する人材を選任しています。</p> <p>○なお、運営においては、中期目標・計画、予算編成・執行、組織編制及び給与等の他、その時々経営課題に応じて適切な議題を設定しており、多くの学外委員が出席可能となる会議日程を予め年間を通じて設定し、ポイントを簡潔にまとめた資料を事前に委員に送付するなど、審議を効率的に活性化させるための工夫を行っています。これらの状況についてはウェブサイトで公表しています。</p> <p>【国立大学法人電気通信大学経営協議会規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2004B002.pdf</p> <p>【経営協議会】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/admin_council.html</p>

<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及 び選考理由</p>		<p>○本学では、国立大学法人電気通信大学学長選考会議規程第4条第1項第1号及び国立大学法人電気通信大学学長選考等規程第3条に基づき、学長選考会議において法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準（電気通信大学学長選考基準）を定め、ウェブサイトで公表しています。</p> <p>○また、選考結果、選考過程及び選考理由についてもウェブサイトで公表しています。</p> <p>【国立大学法人電気通信大学学長選考会議規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2004B004.pdf</p> <p>【国立大学法人電気通信大学学長選考等規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2005B007.pdf</p> <p>【電気通信大学学長選考基準】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/pdf/senko_kijun_r01.pdf</p> <p>【学長予定者に関する公示】 https://www.uec.ac.jp/news/announcement/2019/pdf/20191120_2201_1.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否 及び再任を可能とする 場合の上限設定の有無</p>		<p>○本学では、学長選考会議において学長が安定的にリーダーシップを発揮するに適切な期間を4年間とし、国立大学法人電気通信大学学長任期規程に規定しています。また、再任についても、同会議において、1回に限り再任でき、その任期を2年とし、国立大学法人電気通信大学学長任期規程に規定しています。本規程については、ウェブサイトで公表しています。</p> <p>【国立大学法人電気通信大学学長任期規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2004B022.pdf</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し 出るための手続き</p>		<p>○本学では、学長選考会議において学長解任の手続きについて定め、国立大学法人電気通信大学学長選考等規程第9条～第12条に規定し、ウェブサイトで公表しています。</p> <p>【国立大学法人電気通信大学学長選考等規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2005B007.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状 況に係る任期途中の評 価結果</p>		<p>○本学では、学長選考会議で定めた電気通信大学学長業績評価実施要項に基づき、業務執行状況についての評価を実施し、当該評価結果については、今後の法人経営に向けた助言と併せて、本人に提示するとともに、公表しています。</p> <p>【電気通信大学学長業績評価実施要項】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/pdf/gyoseki_yoko_r03.pdf</p> <p>【令和2年度学長業績評価結果】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/pdf/gyoseki_result_r03.pdf</p>
<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場 合、その検討結果に 至った理由</p>		<p>○本学では、国立大学法人電気通信大学学長選考会議規程第4条第1項第5号において会議の権限として「国立大学法人法第10条第3項に規定する大学総括理事を置くことに関する事項」と規定しています。本学においては、その規模、組織体制を鑑み学長総括理事を置かないこととしています。</p>

<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>	<p>○本学では、業務方法書で、「本学は、役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員（以下「役職員」という）への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。」とし、継続的な見直し等の運用体制については、内部統制に関する規程において、学長のもとで理事が所管する業務について統括し、見直しを実施することを定めています。</p> <p>○公的研究費の不正防止に向けては、基本方針・行動規範・対応マニュアル等を整備するとともに、それらを一括して本学ウェブサイトに掲載し、周知しています。また、公的研究費の不正防止計画に沿って、全構成員からの誓約書の徴取をはじめ、全学的な研修会やe-learning教育を通じて構成員のコンプライアンス意識の醸成を進めています。なお、文部科学省の公的研究費のガイドラインが令和3年2月に改正されたことに伴い、各責任者の役割の明確化、啓発活動の実施及び監査機能の強化を充実させるため、関連規程等を年度内に改正します。加えて、新たにコンプライアンス教育や啓発活動の対象、実施時期、内容等を示した不正防止実施計画を毎年度策定し、これに基づき、定期的な啓発活動等に取り組むなど、構成員の教育・啓発を推進します。</p> <p>○内部統制の仕組みによるモニタリングについては、監事による監事監査及び内部監査室による内部監査を実施しています。監査結果は学長、理事及び教育研究評議会で報告、学内ウェブサイトに公開することにより教職員に周知しています。</p> <p>○研究活動に係る不正防止に向けては、教員等本学において研究活動に従事する者、大学院学生及び学域（学部）において卒業研究に従事する学生から誓約書を徴取するとともに、e-learning教育、リーフレットの配付等を通じて、構成員のコンプライアンス意識の醸成に努めています。また、新任教員向けの研修会も行っています。さらに、本学ウェブサイトにおいても研究活動の不正防止に係る情報をまとめて掲載し、周知しており、更に構成員へ理解を促すため、不正防止実施計画を策定、実施することとしています。</p> <p>【国立大学法人電気通信大学業務方法書】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_02_16.pdf</p> <p>【国立大学法人電気通信大学における内部統制に関する規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2014B103.pdf</p> <p>【公的研究費の不正防止等のための対応】 https://www.uec.ac.jp/about/activity/injustice_stop/</p> <p>【国立大学法人電気通信大学コンプライアンス規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2007B001.pdf</p> <p>【電気通信大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2006B077.pdf</p> <p>【研究活動等の不正防止への取組について】 https://www.uec.ac.jp/about/activity/fraud_prevention/</p> <p>【電気通信大学における公的研究費の不正防止の組織体制及び調査の手続き等に関する取扱規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2007B002.pdf</p> <p>【国立大学法人電気通信大学公益通報者保護規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2006B024.pdf</p> <p>【公益通報窓口】 https://www.uec.ac.jp/about/activity/whistleblower/</p>
--	--

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>○本学では、「人類の持続的発展に貢献する知と技の創造と実践を目指す」という理念の下、「UECビジョン ～beyond 2020～」において、「本学は、Society 5.0を、人間知・機械知・自然知の融合により新たな価値（進化知）を創造し様々な課題を自律的に解決しながら発展し続ける『共創進化機能』を内包した未来社会、すなわち『共創進化スマート社会』と考え、その実現に貢献し、自らも共創進化スマート大学となります。」と掲げ、そのビジョンの実現に向けた行動計画である「アクションプラン」を新たに策定し、これらについてはウェブサイト等を通じて広く公表し、広報活動を通じて積極的に発信しています。</p> <p>○また、法令に基づいて公開が必要となっている事項についてはウェブサイトにもその専用ページを設け、情報公開を徹底するとともに、「大学案内」「学域（学部）・大学院」「図書館・教育研究センター」「教育・学生生活」「就職・進路」「研究・産学連携」「地域交流・国際交流」「入試案内」のページを設け、関連する情報を集約して発信しています。</p> <p>○加えて、SDGs（持続可能な開発目標）の達成等の社会への貢献について、アクションプランにおいて、カーボンニュートラルに代表される地球規模の諸問題に的確に対応可能な教育・研究環境を整えることを掲げ、その対応等を含む環境への取組をまとめた環境報告書を毎年度作成・公表し、広報活動を通じて積極的に発信しています。</p> <p>【理念】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/ 【UECビジョン ～beyond2020～】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/uecvision.html 【アクションプラン】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/uecaction.html 【法定公開情報】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/education.html 【大学案内】 https://www.uec.ac.jp/about/ 【学域（学部）・大学院】 https://www.uec.ac.jp/education/ 【図書館・教育研究センター】 https://www.uec.ac.jp/facilities/ 【教育・学生生活】 https://www.uec.ac.jp/campus/ 【就職・進路】 https://www.uec.ac.jp/career/ 【研究・産学連携】 https://www.uec.ac.jp/research/ 【地域交流・国際交流】 https://www.uec.ac.jp/exchange/ 【入試案内】 https://www.uec.ac.jp/admission/ 【環境報告書2021】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/report2021.pdf</p>
--	--	--

<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>○本学では、「人類の持続的発展に貢献する知と技の創造と実践を目指す」という理念の下、「UECビジョン ～beyond 2020～」において、「本学は、Society 5.0を、人間知・機械知・自然知の融合により新たな価値（進化知）を創造し様々な課題を自律的に解決しながら発展し続ける『共創進化機能』を内包した未来社会、すなわち『共創進化スマート社会』と考え、その実現に貢献し、自らも共創進化スマート大学となります。」と掲げ、そのビジョンの実現に向けた行動計画である「アクションプラン」を新たに策定し、これらについてはウェブサイト等を通じて広く公表し、広報活動を通じて積極的に発信しています。</p> <p>○また、ウェブサイトにおいて、「受験生」「在学生」「卒業生」「企業・研究機関の方」「一般の方」など発信する対象毎に専用ページを設け、関連する情報を集約して発信しています。</p> <p>【理念】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/</p> <p>【UECビジョン ～beyond2020～】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/uecvision.html</p> <p>【アクションプラン】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/uecaction.html</p> <p>【受験生】 https://www.uec.ac.jp/prospect/</p> <p>【在学生】 https://www.uec.ac.jp/students/</p> <p>【卒業生】 https://www.uec.ac.jp/alumni/</p> <p>【企業・研究機関の方】 https://www.uec.ac.jp/corpo/</p> <p>【一般の方】 https://www.uec.ac.jp/public/</p>
--	--	---

<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育 成果を示す情報</p>		<p>○本学では、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報として、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を、その根拠となる教育課程の編成方針・教育内容及び教育の実施方法に関する方針（カリキュラム・ポリシー）をウェブサイトで公表しています。</p> <p>○また、その教育成果について、教育改善調査（卒業生アンケート、授業評価アンケート等）による学生の満足度、および卒業生・修了生の進路状況、主な就職先の情報をウェブサイトで公表しています。</p> <p>【教育内容について】 ・学域 https://www.uec.ac.jp/education/undergraduate/ ・研究科 https://www.uec.ac.jp/education/graduate/</p> <p>【三つの方針】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/policy/</p> <p>【学生による授業評価】 https://www.uec.ac.jp/about/activity/student-survey/</p> <p>【進路状況】 https://www.uec.ac.jp/career/career_path/</p> <p>【主な就職先】 https://www.uec.ac.jp/career/career_path/enterprise.html</p>
<p>法人のガバナンスにか かる法令等に基づく公 表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/open.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 該当なし</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 該当なし</p>